

菊川市に住む
新婚世帯を応援

結婚新生活支援事業費補助金

夫婦ともに
29歳以下の場合

最大

60万円

夫婦ともに
39歳以下の場合

最大

30万円



対象世帯の要件

受付期間：令和8年2月27日まで

※申請額が予算上限に達した時点で上記受付期間内であっても受付を終了します。

新婚世帯の場合

- ・令和7年1月1日から令和8年2月27日までに婚姻した世帯。
- ・令和6年分の所得の夫婦合算した額が**500万円未満**。（貸与型奨学金を申請日時点で返済している場合は、令和6年に返済した額を所得から控除する。）
- ・婚姻日において、夫婦の年齢がともに39歳以下であること。
- ・申請時に夫婦ともに申請に係る**市内の住宅に住所を有している**。
- ・過去に国の結婚新生活支援事業の交付金に基づく補助金の交付を受けていない。
- ・他の公的制度による住宅補助又は家賃補助を受けていない。

令和6年度補助金申請世帯の場合

- ・令和6年度に本補助金を申請した世帯のうち、**交付確定額が補助上限額に満たなかった世帯**。
- ・申請時に夫婦ともに申請に係る**市内の住宅に住所を有している**。
- ・他の公的制度による住宅補助又は家賃補助を受けていない。

※対象経費及び提出書類は裏面をご確認ください。

問い合わせ先

菊川市役所本庁舎2階 企画財政部企画政策課企画係

電話：0537-35-0900（受付時間：平日8：15～17：00） E-mail：kikaku@city.kikugawa.shizuoka.jp

対象経費

※夫婦のいずれかが契約した費用のみ対象

※対象支払期間：令和7年4月1日～令和8年2月27日まで

住宅取得費用

婚姻に伴い新たに市内の住宅を取得した費用（建物の購入費のみ対象。）

リフォーム費用

婚姻に伴い新たに市内の住宅をリフォームした費用（外構に係る工事費用や家電購入費等は除く。）

賃借費用

婚姻に伴い新たに市内の住宅を賃借した費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみ対象。）

引越費用

婚姻に伴う市内の住宅への引越費用（引越業者又は運送業者へ支払ったものに限る。）



提出書類

受付期間：令和8年2月27日まで

※申請額が予算上限に達した時点で上記受付期間内であっても受付を終了します。

新婚世帯必須書類

- ☐ 【様式第1号】交付申請書兼実績報告書
- ☐ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- ☐ 住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）
- ☐ 夫婦それぞれの令和7年度所得（課税）証明書
- ☐ 申請者名義の通帳のコピー（口座情報がわかるもの）
- （☐ 貸与型奨学金の返済額が分かる書類 ※対象者のみ）



申請書は市ホームページからダウンロードできます。

新婚世帯のうち賃借費用を申請する場合

- ☐ 住宅の賃貸借契約書の写し及び賃料等の領収書の写し又は支払額が確認できる書類の写し（支払日、支払額の内訳が記載されているもの）
- ☐ 【様式第2号】夫婦それぞれの住宅手当支給証明書 ※給与所得者に限る。

新婚世帯のうち住宅取得費用を申請する場合

- ☐ 住宅の売買契約書の写し及び領収書の写し（支払日、支払額の内訳が記載されているもの）

新婚世帯のうちリフォーム費用を申請する場合

- ☐ 住宅のリフォーム契約書の写し及び領収書の写し（支払日、支払額の内訳が記載されているもの）

新婚世帯のうち引越費用を申請する場合

- ☐ 引越に係る領収書の写し及び引越先住所が確認できる書類の写し

※令和6年度補助金申請世帯の提出書類については、個別にご相談ください。